



まなびや



第93号 平成27年9月30日

発行：株式会社 測量舎

〒130-0021

東京都墨田区緑1-24-5 4F

TEL：03（3846）1437

FAX：03（3846）1416

E-mail：tokyo@sokuryousha.jp

URL：http://www.sokuryousha.co.jp

この測量舎通信「まなびや」は当社の社員向けに発行しているものです。

<今月のことば>

やってみなければ始まらない



<「お陰さま」 by 高橋一雄 >

第141話 Vサイン (ピースサイン)

我が家の娘たちは、カメラを向けると条件反射のようにVサインをします。娘たちは「可愛く見えるから」と言っていました。Vサインの意味を知らないで使っているのも問題かな？とも思います。

Vサインは、ボディランゲージの一種で、「Victory (勝利)」や、「Peace (平和)」という意味があり、日本では喜びの表現としても使われているようです。

起源については諸説あるようです。一説ではイギリスとフランスが戦った百年戦争の時に、退却するフランス軍に対して、イギリス軍が挑発の意味で使ったのが最初とされています。

「Victory (勝利)」という意味のVサインには、勝者が敗者に向かって、我々が勝者であるという意思表示を含んでいます。Vサインの陰には、敗者がいることを忘れてはいけません。

また、Vサインと一緒に「ピース！ピース！」という人がいます。Peaceの語源は、ラテン語のPaxで、Pax Romanaは日本語では、ローマの平和となります。ところがこれは、ローマ帝国の武力による破壊・殺りく・略奪によって、抵抗する力が無くなった廃墟の状態を言うのです。「Peace」とは、私たち日本人が思っている「平和」とは、大きく違う意味なのです。

最後に、手の甲を相手に向けてするVサインは、相手を侮辱している意味があります。

平成27年9月

*バックナンバーは弊社ホームページ

「測量舎通信」をご覧ください。



～・～・～9月の出来事 ～・～・～

<個人別売上・入金順位>

売上トップ 佐藤さん

入金トップ 佐藤さん

社長より報奨金が贈られます。

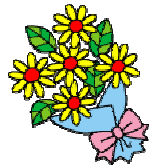


<トップ賞>

月間MVP 佐藤さん

ポイント賞 佐藤さん

社長より報奨金が贈られます。



<早朝勉強会> (自由参加)

1日, 8日, 15日, 29日の午前7:45～8:30に早朝勉強会が開催されました。テーマは「測量作業手順の解説」でした。

<第20次富士山測り隊> (自由参加)

第20次富士山測量観測は、9月26日(土)～27日(日)に行う予定でしたが、天候不良で中止となりました。



<富士山測り隊 YouTube 掲載>

富士山測り隊の活躍ぶりをYouTubeに公開しています。現在、第19次までの映像が見られますので、お楽しみください。

<http://www.youtube.com/user/sokuryousha>

<コラム掲載のお知らせ>

高橋さんが三井不動産様のレッツプラザにて、コラムを連載しております。ぜひご覧ください。

<http://www.mitsuifudosan.co.jp/lets/column/rensai/rensai06.html>

<不動産HPのお知らせ>

測量舎では不動産のホームページも運営しております。墨田区の土地・戸建の情報を載せておりますので、ぜひご覧ください。

<http://www.sokuryousha.co.jp>





<今月の社員> 佐藤さん



今月の社員を担当します佐藤利江子です。意外と短かった夏でしたね、今年は。物足りなさを感じつつも過ごしやすい季節になりました。「〇〇な秋」です。この〇〇にはいろいろな言葉が入ります。

この原稿を書いているのが、9月の連休、そう、シルバーウィークです。この日様々なスタイルで街を走るランナーを多く見ました。仲間と励ましあい楽しそうにゴールに向かってます。何かオシャレ～～これで決まりです。「スポーツの秋！！」私も走ろう！！



しかし、普段からあまり運動をしていない状態から始めるのはなかなか大変。気軽に始められて続けられるプログラムを見つけたので、ご紹介します。

“自分の体力と呼吸に従って走るだけ”

呼吸が荒くなったら走るのをやめ、息が正常になるまで歩く。これを20分間繰り返します。むやみに休憩時間を入れたり一定のペースを貫くのではなく、続けることにより楽しくなり走るたびに進歩を感じることができるようになる・・・らしい・・・

あらあら、まだ何もやってないのに大丈夫??? そうだ、まずはウェアとシューズを揃えなくてはね。Let's Go Shopping♥

走り始めるまで時間がかかりそうで怖いですが、次に登場するときには素敵なランニング報告をします!!!

みなさんの「〇〇な秋」は何ですか? 一緒にがんばりましょう。

～・～・～ 10月の予定 ～・～・～

<10月のお誕生日>

16日 高橋さん



<社長と面接> (希望者のみ)

1日, 8日, 15日, 22日, 29日 (毎週木曜日)
18:15～18:45です。

<現場打合せ> (グループ長以上参加)

5日, 12日, 19日, 26日 (毎週月曜日)
18:30～です。

<社長と飲み会> (自由参加)

17日(土) 18:30～
11月は28日(土) 18:30～です。



<早朝勉強会> (自由参加)

6日, 13日, 20日, 27日 (毎週火曜日)
午前7:45～です。テーマは「測量作業手順の解説」です。

11月は10日, 17日, 24日 (毎週火曜日)
の午前7:45～です。

<特別社内研修> (全員強制参加)

10月は特別社内研修はありません。
11月は28日(土) 9:30～特別社内研修
16:00～測量舎道場の予定です。

<次回富士山測り隊> (自由参加)

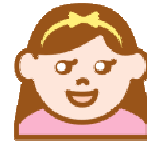
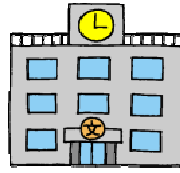
10月の富士山測量観測は
17日(土)～18日(日)
に行う予定です。9月の活動が天候不良で中止となったため、今回が第20次観測となります。



<高橋さん講師の予定>

10月4日(日)、相続アドバイザー養成講座短期集中グループ講座で高橋さんが講師を務めます。テーマは「相続と測量」です。また、10月13日(火)には、浦安商工会議所不動産部会様主催の相続対策セミナーで講師をします。テーマは「相続と測量」です。





< 相続の学校 >

専任講師 : 高橋 一雄

第10話 古代日本の相続 その4

Q3 : 古代の婚姻形態が通い婚であったことは分かったのですが、古代の男女はどのようにして出会うのでしょうか？

A : 当時の人々の生活圏はそれほど広くはなかったと考えられます。せいぜい近隣地域ではなかったでしょうか？その中で生活している人々の人口は、それほど多くはなかったと考えられます。当時は通い婚ですから、通えないような遠方の人と結婚することはまれで、部族集団の中での結婚が多かったのも、生活圏が狭かったからです。

生活圏の範囲が狭いということは、常に同じ人と顔を合わせ、新たな出会いが少ないということになります。新たな出会いは、狩猟採取をするような場所には人は居ませんから、狩場等への往復と、農作業をする畑や田んぼへの往復ということになります。現代の私たちの生活で言えば、自宅と会社の往復と、近くのコンビニへの往復のようなものです。会社への通勤途中で新たな出会いが無いように、当時も出会いは無かったと考えられます。

そこで当時の人々は、「歌垣」という行事を考えます。これは今風に言えば、大婚活パーティー＋フリーセックスパーティーのようなもので、年に2回、春と秋に行われていたようです。山頂や海辺、川原など特定の場所に、日時を決めて、近郷近在の老若男女が大勢集まり、飲んで、食べて、歌を掛け合って、気の合った男女がセックスを行うという、なんともおおらかで、なんとも楽しそうな行事を行っていたのです。これがきっかけとなって結婚する男

女もいれば、その場限りの男女もいたようです。

春は今年の豊作を祈り、秋には今年の豊作に感謝し、来年の豊作を祈るという趣旨で行われていたようで、時代を経るに従い開催場所も、広場や門前、境内などで行われたそうです。現代のお祭りが、春と秋に多いのも、お祭りで、五穀豊穰と子孫繁栄が祈られるのも、昔のお祭りで、夜は無礼講だったのもここから来ているのです。つまり、お祭りは男女の出会いの場だったのです。

ちなみに、「歌垣」では、男性が気に入った女性に対して歌を詠んで送り、送られた相手の女性は、それに応える歌を詠んで返すという、求愛のやり取りが行われていたそうです。また、男性が気に入った女性に名前を訪ねて、女性が名前を教えると、それが「OK」の合図だったようです。もちろん、女性の名前を訊く前に、男性が自分の名前を言うことは、礼儀として当然です。

古代の「歌垣」は、現代の未婚の男女が、婚活パーティーに行って、相手の名前と携帯番号（メールアドレス）を訊くのに、非常によく似ています。今も昔も、人が考える事はあまり変わらないということかもしれません。

以上



<不動産登記Q&A> Vol.184

文責 清水孝男（ADR認定土地家屋調査士）
（測量士・基準点測量1級専門技術者）

Q 土地の表示に関する登記には
どのようなものがあるのですか？（その9）

A 3. 土地の表示の更正の登記

土地の表示の更正登記には、①所在・地番の更正登記 ②地目の更正登記 ③地積の更正登記 ④所有者の表示の更正登記 ⑤所有者自体の更正登記 ⑥持分の更正登記があります。

③表題部の表示の更正の登記

表題部に記載された所有者の表示、つまりその者の住所・氏名等が始めから誤って登記されていたり、一部登記漏れがあった場合に、これを実体に一致させるために訂正補完するのが、所有者の表示の更正登記です。

したがって、この登記によって所有者自体が変更（所有者Aが無権利者であるとして、真実の所有者Bに更正）されるものではありません。

この所有者の表示の更正登記ができるのは、そのままの記載でも一応は正しい所有者を指し示すものとして通用する場合に限るので



あって、もし更正登記をすることにより記載された所有者の同一性が失われるような場合には、この登記をすることができず、それは「所有者の更正登記」をすることになります。

表題部の表示の更正登記とは「A市B町1番地 甲野一郎」を「A市B町2番地 甲野一郎」

と更正したり、「C市D町3番地 乙野次郎」を「C市D町3番地 乙野二郎」と更正することです。これとは別に「E市F町4番地 鈴木一郎」を、これとは記載上まったく別人格とみられるような「G市H町5番地 山田太朗」と更正することは認められていません。

所有者の表示の更正登記は、表題部に記載された所有者から申請します。

